

落札後の提出書類について（議会案件工事）

○「契約検査課」に提出する書類

1	仮契約書
	① 建設工事請負 仮 契約書
	② 狭山市建設工事請負契約約款
	③ 資源の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面（指定のあった工事のみ）
	④ 入札説明書
	⑤ 質問回答書（質問回答書がある場合）
	⑥ 仕様書・設計図面等（※建築工事については、参考数量書は綴りません）
※本案件は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の対象工事です。 議決前に資材搬入、現場作業、仮設置その他着手とみなされる行為は絶対に行わないでください。	
★以下の書類については本契約（議決証明書取得）後に提出してください。	
2	現場代理人等通知書関係
	① 現場代理人等通知書 狭山市公式HP の下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約 > 様式等 > 現場代理人等通知書】
	② 記載した技術者の雇用を証明する書類の写し（※次頁の一覧参照）
	③ 記載した技術者の経歴書
	④ 経歴書に記載した工事に必要な資格を証する書類の写し
3	契約保証に関する書類（契約保証金納付書、契約保証証書等） ※請負金額の 10 分の 1 以上の金銭的保証を約款第 4 条の中から選択し、契約予定日までに必ず手続きを行ってください。 ※現金や小切手での納付を希望される場合は、 <u>契約予定日より前に必ずご連絡ください。</u>
4	前払金請求書関係（※前払金を希望される場合にご提出ください）
	① 前払金請求書 狭山市公式HP の下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約 > お知らせ > 建設工事の前払金の請求手続き】
	② 前払金請求書に記載した口座の通帳の写し
	③ 保証事業会社発行の前払金保証証書
5	建設業退職金共済証紙購入状況報告書（契約後 1 ヶ月以内に提出） 狭山市公式HP の下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約 > 様式 > 建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（様式含む）】
6	工事着手通知書
7	請負代金内訳書

※変更契約を行う場合についても、議会の議決が必要となります。

契約の変更箇所については、可決前の仮契約の段階では着手してはいけません。

必ず、議決証明書を取得し、本契約に至ってから着手してください。

※「工程表」は工事主管課へ提出してください。

※その他の必要書類については、工事主管課の指示に従ってください。

【技術者の雇用を証明する書類の一覧】

記載した技術者の雇用状況が確認できる以下の書類のいずれかを添付してください。

1. 監理技術者資格者証（工事請負業者名の記載があるもの）
2. 雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格等確認通知書（被保険者通知用）
3. 技術職員名簿（経営事項審査申請書別表）
4. 登記事項証明書の役員名簿欄
5. 雇用証明書等（技術者の氏名、生年月日、所属業者名、雇用形態、雇用開始日、証明者及び証明日の記載がある任意の様式）
6. その他これらに準ずる書類

検査担当からのお知らせ

【工事成績評定方法の変更について】 令和8年4月1日～

工事請負金額500万円以上の工事については、「狭山市工事成績評定要領」に基づき、工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績評定を実施しているところであります。前年度までは、5段階評定として運用していましたが、埼玉県や一部近隣市町に合わせ、7段階評定を今年度から採用しております。

※前年度までの5段階評定と異なり、7段階評定は、工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）や、品質関係の試験結果のバラツキ度などに対して評価する、加点積み上げ方式に変更いたしました。

このようなことから、土木工事は、「創意工夫」「社会性等」について、建築工事は、「工事特性」「創意工夫」「社会性等」について、項目に該当する場合、狭山市工事成績評定要領の様式第3号（実施状況報告書）により提出することで、工事監督員、総括監督員がその内容を鑑み、評定に反映（加点）いたしますので、積極的な提出をお願いいたします。

なお、建設工事の成績評定の内容については、

狭山市役所ホームページ

事業者向け情報 ⇒ 検査 ⇒ 「狭山市が発注する建設工事の成績評定について」
を参照して下さい。